

# 羽村市

## 介護予防・生活支援サービス事業

令和3年度版

要支援1・2の認定を受けた方、または基本チェックリスト（サービス利用の必要性を判断するアンケート）の結果、利用対象となった方が地域包括支援センターの作成するケアプランに基づき利用することができます。

家事サポートサービス・住民主体介護予防サービスは、要介護認定の方でも利用することができる場合があります。

### 自宅で家事や介護の手助けがほしい・リハビリを受けたいとき

名称	内容	利用料の目安
訪問型サービスⅠ	ホームヘルパーが訪問し、食事・入浴の介助や掃除・洗濯・調理等、日常生活上の援助をします（身体介護を含む）。	週1回利用の場合 1 割負担 1,226円/月 2 割負担 2,452円/月 3 割負担 3,678円/月
訪問型サービスⅡ	ホームヘルパーが訪問し、掃除・洗濯・調理等、日常生活上の支援をします（身体介護を除く）。	週1回利用の場合 1 割負担 1,038円/月 2 割負担 2,076円/月 3 割負担 3,114円/月
家事サポートサービス	研修を修了した市民ボランティアが訪問し、掃除・洗濯・食事の準備等、家事の支援をします（身体介護を除く）。	1回当たり(1時間以内) 1 割負担 130円/回 2 割負担 260円/回 3 割負担 390円/回
生活動作向上プログラム	リハビリテーションの専門職員が訪問し、外出や家事が自立してできるよう指導します。 期間は3～6か月間です。	無料

### 通いで体操や交流をしたいとき

名称	内容	利用料の目安
通所型サービスⅠ	市指定のデイサービス事業所が、体操・機能訓練や入浴・食事等を提供します（送迎あり）。	週1回利用の場合 1 割負担 1,819円/月 2 割負担 3,638円/月 3 割負担 5,457円/月
通所型体力向上教室	健康運動指導士や管理栄養士が、転倒予防や口腔機能向上等の体操を指導します。 期間は3～6か月間です。	無料
接骨院の転倒予防体操教室	柔道整復師が、転倒予防のための体操を指導します。 期間は3～6か月間です。	無料
住民主体介護予防サービス	研修を受けたボランティアが、介護予防を目的とした体操を指導します。	団体が定めた会費や参加費など



サービス利用のご相談は  
おすまいの地域包括支援  
センターにご連絡ください

#### お問合せ

羽村市高齢福祉介護課 介護予防・地域支援係  
042-555-1111 内線195～198・456  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時